

別紙 1

仕 様 書

1 業務名称（件名）

上下水道局本庁舎自家用電気工作物保安管理業務

2 契約期間等

契約期間 契約締結日から令和 1 1 年 3 月 3 1 日まで

履行期間 令和 8 年 4 月 1 日から令和 1 1 年 3 月 3 1 日まで

3 対象となる電気工作物等

事業場名	事業場の所在地	受電種別	設備容量		非常用予備 発電装置	
			kVA	V	kVA	V
下関市上 下水道局	下関市春日町 7 番 32 号	常時	280	6,600	170	220

4 業務内容

電気事業法（昭和 3 9 年法律第 1 7 0 号）第 4 3 条第 1 項に定める事業用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督に関わる業務を下関市上下水道局総務課電気保安規程（以下「保安規程」という。）その他関係法令に基づき実施すること。また、受託者が行う点検、測定及び試験は、電気工作物の種類に応じ原則として本仕様に基づき別記 1 「巡視、点検、測定及び試験の基準」のとおり行うものとする。なお、本仕様書に記載する事項で詳細な説明を要するものがある場合については、「自家用電気工作物保安管理業務契約に関する細目書」を受託者と協議の上作成するものとする。

5 点検の種類及び周期

別記 1 「巡視、点検、測定及び試験の基準」のとおり

6 工事期間中の点検

別記2「工事、維持及び運用に関する点検、測定及び試験項目」
1の工事に関する点検、測定及び試験項目のとおりとする。

電気工作物の設置又は変更の工事が技術基準等に基づき適正に行われるよう工事の期間中は、7に掲げる月次点検及び年次点検と同等の外観点検を毎週1回以上行うものとする。

7 月次点検及び年次点検

別記2「工事、維持及び運用に関する点検、測定及び試験項目」
2の維持、運用に関する点検、測定及び試験項目のとおりとする。

なお、年次点検については、下関市上下水道局の4階の電話交換機、2階の管路情報システム用端末・プリンター式及び地下電気室内UPSにおいて仮設発電機（計3台（1,600W、900W、1,600W））及び電工ドラム（計3台）を設置して電源を供給する等、発注者の業務に支障のないよう配慮の上、点検を実施すること。

8 臨時点検

(1) 別記2「工事、維持及び運用に関する点検、測定及び試験項目」
2の維持、運用に関する点検、測定及び試験項目のとおりとする。

(2) 電気事故が発生した場合若しくは発生のおそれのある場合

ア 次に掲げる電気工作物については、その都度、異常状況の点検及び絶縁抵抗測定を行い、必要に応じて高圧の電路及び機器の絶縁耐力試験を行う。

(ア) 高圧機材が損壊し、短絡電流などにより受電設備の大部分に影響を及ぼしたと思われる事故が発生した場合においては、受電設備の全電気工作物

(イ) 受電用遮断器（電力ヒューズを含む。）が遮断動作をした場合においては、遮断動作の原因となった電気機材

(ウ) その他の電気機材に異常が発生した場合においては、その

電気機材

イ 高圧受電設備に事故発生のおそれがある場合には、その都度、点検、測定及び試験を行う。

9 留意事項

- (1) 受託者は、契約締結後、速やかに発注者と協議を持ち、発注者における連絡責任者、連絡責任者代務者、受託者における保安業務担当者、代行者の氏名を確認すること。また、契約期間内の業務のスケジュールについて協議を行い、受託者は業務スケジュール表を作成し発注者に提出すること。
- (2) 受託者は、契約締結後、速やかに外部委託承認申請に必要な手続き書類を作成し、監督省庁へ提出すること。また、申請後1ヵ月以内に承認を得られなかった場合、又は取消しとなった場合は、発注者はこの契約を一方的に解除することができるものとする。なお、この申請、届出に係る費用は、保安管理業務委託料に含むものとする。ただし、受託者が引続き前年と同一のものである場合は、この申請、届出は必要がないものとする。
- (3) 受託者は、常に24時間体制を確保するものとし、電気事故その他電気工作物に異常が発生し、又は発生するおそれのある場合は電話により、又は保安業務従事者を派遣して応急措置の指導等を行うこと。
- (4) 受託者は、電気事業法第107条第3項に規定する立入検査の立会いについては、その都度、直ちに保安業務従事者等を派遣して対応すること。
- (5) 受託者は、業務の実地にあたっては、労働安全衛生規則、電気事業法等の関連法規を遵守し、安全の確保に努めなければならない。また、高電圧作業等における労働災害事故に備えて労働者災害補償保険に加入し、その保険証の写しを発注者に提出すること。
- (6) 受託者は、雷、洪水、河川の氾濫など不測かつ突発的な事故に備えて受電設備保証保険に加入し、その保険証の写しを発注者に

提出すること。

- (7) 電気工作物の保安に関する必要な事項について、従事者ほか必要と認める者に対し、保安規程に定める教育を実施すること。
- (8) 災害その他電気事故が発生した場合に必要な措置について、従事者ほか必要と認める者に対し、保安規程に定める訓練を実施すること。
- (9) 現場にて業務を行う場合、電気主任技術者の資格を有する者を必ず臨場させたいうで実施すること。
- (10) 活線作業となる場合は、事前に発注者の担当職員と業務内容について十分協議し、工程表を作成、承認を受けた後、この工程表に従って業務を遂行すること。
- (11) 受託者は、発注者の業務に支障のないよう保安管理業務を遂行すること。
- (12) 設置された機器類の運転・停止操作は、原則として発注者の担当職員の立会いの下、行うものとし、独断では行わないこと。
- (13) 年次点検に伴う停電作業については、3名以上で業務を実施し、1回の停電時間については、原則として4時間以内とすること。
なお、停電時間はできるだけ短縮するように努めること。また、年次点検の1週間程度前に発注者の担当職員と協議を行うこと。
- (14) 作業に必要な仮設資材、器具・計器その他は、すべて受託者の負担とする。また、停電時の作業灯及び仮設発電機等も受託者の負担にて準備すること。

10 定期点検報告書等の作成・提出

受託者は、次のとおり月次点検・年次点検の報告書（臨時点検を実施したときは、臨時点検を含む。）を作成し、総務課へ提出すること。

- (1) 業務スケジュール表（必要の都度）
- (2) 監督省庁への提出資料の写し（必要の都度）
- (3) 電気工作物の点検結果報告書（月次点検・工事期間中の点検

- (4) 自家用電気工作物臨時点検報告書（臨時点検）
- (5) 自家用電気工作物点検報告書、絶縁・接地測定記録書、保護継電器試験記録書、非常用予備発電設備点検記録書（年次点検）
- (6) 業務完了届（毎月の業務完了後速やかに）
- (7) その他維持管理に必要な資料

11 その他

本業務は、本仕様書及び主任技術者制度の解釈及び運用（内規）（令和3年3月1日制定20210208保局第2号）によるほか、本仕様書に定めのない事項については、その都度双方協議の上決定するものとする。

以上